

令和 3 年度定例会議案

目 次

| 議 案 番 号 | 議 案 件 名 | 頁 |
|-----------|--------------------------|---|
| 議 案 第 1 号 | 令和2年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業報告 | 1 |
| 議 案 第 2 号 | 令和3年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業計画 | 7 |

議案第1号

令和2年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業報告

1 協議会

(1) 定例会の開催

令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画等について審議（書面表決）

ア 月 日 令和2年8月13日

イ 議 題

- ・ 酒匂川流域下水道事業連絡協議会役員の選任
- ・ 令和元年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業報告及び令和2年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業計画

※ 上記議案については、原案どおり承認された。

ウ 報告事項

- ・ 令和元年度酒匂川流域下水道事業決算及び令和2年度酒匂川流域下水道事業予算については、了承された。

(2) 臨時会の開催

「酒匂川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」の一部改正について

（書面表決）

ア 月 日 令和3年3月10日

イ 議 題

- ・ 「酒匂川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」の一部改正

※上記議案については、原案どおり承認された。

ウ 報告事項

- ・ 「酒匂川流域下水道の維持管理について（令和3年度～令和5年度）」に係る幹事会検討結果報告

2 幹事会

(1) 第1回幹事会の開催（書面表決）

ア 月 日 令和2年6月11日

イ 議 題

- ・ 令和2年度定例会議案について
- ・ 令和元年度酒匂川流域下水道建設事業決算及び令和2年度酒匂川流域下水道建設事業予算について
- ・ 令和元年度酒匂川流域下水道管理事業決算及び令和2年度酒匂川流域下水道管理事業予算について

※ 上記各議案については、原案どおり承認され、協議会に報告することとした。

ウ その他

- ・ 令和2年度下水道ふれあいまつりについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた状況を鑑み、開催を見送ることについて報告された。

(2) 第2回幹事会の開催（書面表決）

酒匂川流域下水道の維持管理について

ア 月 日 令和3年2月24日

イ 報告事項

- ・ 「酒匂川流域下水道の維持管理について（令和3年度～令和5年度）」に係る経営専門分科会検討結果報告

ウ 議 題

- ・ 「酒匂川流域下水道の維持管理について（令和3年度～令和5年度）」に係る幹事会検討結果報告
- ・ 「酒匂川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」の一部改正

※ 上記各議案については、原案どおり承認され、協議会に報告することとした。

3 専門分科会

(1) 経営専門分科会の開催

ア 令和2年度の活動総括

- ・ 建設費（建設給与費・事務費）について、新型コロナウイルス感染症拡大の市町の下水道事業への影響等を勘案して、令和3年度からの市町負担開始を見送り、継続協議とした。
- ・ 固定資産購入費について、維持管理事業のため下水道公社が購入する機器等は、全額市町建設負担金による負担とした。
- ・ 「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」について、市町意見照会等を行った（令和3年3月策定）。
- ・ 「維持管理について（令和3～5年度）」を策定した。この中で、関連市町間の費用負担については、「県及び関連市町は、令和3～5年度に、不明水に係る原因者負担の方法を検討するとともに、維持管理費に係る一括並びに変動費・固定費それぞれの負担方法についても検討し、決定するものとする」とし、継続協議することとなった。

イ 分科会の活動経過

第1回 令和2年6月23日 書面開催

- ・ 「酒匂川流域下水道の維持管理について（令和3年度～令和5年度）」の策定スケジュール及びその作成方針として維持管理費負担の基本的事項、計画汚水量の算出、維持管理費の算出の与件、処理場所在地負担金の精算の考え方について合意した（令和2年7月10日に各市町へ結果通知）。

第2回 令和2年8月18日 書面開催

- ・ 「酒匂川流域下水道の維持管理について（令和3年度～令和5年度）」の処理場所在地負担金の積算について合意したが、修繕工事費等概算事業費、処理場・ポンプ場の施設計画の予定、維持管理費負担の基本的事項については継続検討することとなった。

第3回 令和2年10月16日 扇町水再生センター 3階 大会議室

- ・ 「酒匂川流域下水道の維持管理について（令和3年度～令和5年度）」の修繕工事費等概算事業費、処理場・ポンプ場の施設計画の予定について合意し、維持管理費負担の基本的事項については書面表決することとなった（書面表決で承認されたことについて、令和2年12月14日に通知）。
- ・ 建設費（給与費・事務費）について、県・市町負担の県案や第2回の意見照会結果について説明し、今後継続検討することとなった。
- ・ 固定資産購入費について、県・市町負担の県案を説明し、基本的事項について合意し、負担原則改正案は書面表決することとなった（書面表決で承認されたことについて、令和2年11月17日に通知）。
- ・ 関連市町間の維持管理負担金の負担方法（負担金の対象経費と負担基準の考え方）について協議し、次回以降の経営専門分科会で継続検討することとなった。

第4回 令和3年2月3日 書面開催

- ・ 「酒匂川流域下水道の維持管理について（令和3年度～令和5年度）」の流域関連市町の費用負担割合、P I（業務指標）及び経営専門分科会検討結果報告書について合意した（令和3年2月22日に各市町へ結果通知）。
- ・ 流域下水道研修センターに係る調査結果について県から報告した。

(2) 水質等専門分科会の開催

ア 令和2年度の活動総括

- ・ 「事業場排水監視指導体制の強化対策の実行計画」に基づき、市町初任者向けの水質規制業務に関する動画の配布や、事業場向け研修を書面開催した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年度に予定していた事業場の立入検査が実施できなかったため、令和3～4年度にかけて実施することとした。

イ 分科会の活動経過

第1回 令和2年9月11日 書面開催

- ・ 「事業場排水監視指導体制の強化対策の実行計画」に基づく、令和2年度の取組内容や役割分担などについて了承を得た。
- ・ 流域下水道事業場向け水質異常対策研修会（事業場向け研修会）について、書面開催に変更することについて了承を得た。
- ・ 製造業及びガス供給業に係る排除基準の規制緩和（BOD・SS：300mg/L→600mg/L）を行うことについて、手続き完了の日程の確認を行った。

(3) 不明水対策専門分科会

ア 令和2年度の活動総括

- ・ 流域市町から流域幹線への流入量の報告を受け、年々増加している不明水の状況を共有し、対策の必要性については検討を継続することとした。
- ・ 令和元年の台風19号の下水処理場における浸入水の実態と運転管理への影響を共有し、対策の着手に向けた調整は検討を継続することとした。

イ 分科会の活動経過

第1回 令和2年8月19日 書面開催

- ・ 令和元年東日本台風の際には、晴天時の3倍以上の流入があり、連絡幹線や貯留施設の活用等の対応に追われる事態となったことを共有した。
- ・ ダム緊急放流に係る下水道情報伝達体制について、下水道の使用制限の要請があった場合、流域関連市町は、ホームページにより下水道使用制限の広報の

実施を、令和2年9月1日から運用開始することとした。

議案第 2 号

令和 3 年度酒匂川流域下水道事業連絡協議会事業計画

- 1 酒匂川流域下水道事業推進上の諸問題を総合的に審議するための協議会の開催
- 2 酒匂川流域下水道事業の諸問題を検討するための幹事会、専門分科会等の開催
 - (1) 経営専門分科会
 - ・ 継続協議となった建設費（建設給与費・事務費）について、引き続き協議を行う。
 - ・ 持続可能な維持運営に向けて、「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」で示した、流域下水道の経営状況や経費負担等の見える化等について、市町とともに推進するため、具体的な取組内容を検討する。
 - ・ 令和 2 年度に策定した「維持管理について（令和 3～5 年度）」において、継続協議となった関連市町間の費用負担に関して、不明水の原因者負担の方法や維持管理費に係る一括並びに変動費・固定費それぞれの負担方法について、引き続き検討を行う。
 - (2) 水質等専門分科会
 - ・ 処理場の施設・機能の保全や放流水の水質を守り、水質事故件数ゼロを目指すため、市町が行う事業場などへの立入検査や助言・指導の向上や、事業者の水質管理意識の向上に向けて検討する。
 - ・ 県・市町の役割や研修計画、事業場に対する指導等について定めた「事業場排水監視指導体制の強化対策の実行計画」に基づき、市町初任者向け研修などを実施するとともに、水質異常等の際に原因究明が可能となる監視体制を構築するための維持管理要綱の見直しについて検討する。
 - ・ 実行計画に基づき、事業場向け研修を実施するとともに、水質事故等が発生した際の公表の内容等について検討する。

(3) 不明水対策専門分科会

- ・ 不明水削減に向け、流域市町から流域幹線への流入量の報告を受け、年々増加している不明水の状況を共有し、対策の必要性について検討する。
- ・ 相模川流域で実施している取組の好事例などを情報共有し、不明水対策の有効性について確認する。

(4) その他

3 その他流域下水道事業の促進を図るために必要な事項